

教職課程認定基準（教員養成部会決定）の改正（案） 新旧対照表

改正案	現 行
<p>2 教育上の基本組織</p> <p>(2) 大学設置基準第43条第1項、大学院設置基準第31条第2項、短期大学設置基準第36条第1項、専門職大学設置基準第55条第1項、専門職短期大学設置基準第52条第1項又は専門職大学院設置基準第32条第2項に規定する共同教育課程（以下「共同教育課程という。」）が教職課程の認定を受ける場合において、それぞれの大学が編成する共同教育課程を合わせて1つの課程とみなして、この基準を適用する。</p> <p>(4) 教職課程は、認定を受けようとする学科等の目的・性格と免許状との相当関係並びに学科等の教育課程及び<u>教育研究実施組織等</u>が適当であり、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を歪めるものではないと認められる場合に認定するものとする。 学科等の目的・性格と免許状との相当関係が薄い申請については慎重に対応するものとする。</p> <p>(5) 教職課程の認定にあたって、その教育課程及び<u>教育研究実施組織</u>については、免許状の種類ごとに、この基準に定める。</p> <p>3 教育課程、教育研究実施組織（免許状の種類にかかわらず共通）</p> <p>(7) 認定を受けようとする課程には、以下の事項を満たす教職専任教員を置くものとする。 ① <u>専ら当該課程を有する学科等（全学的に教職課程を実施する組織を含む。以下教職専任教員に関する規定において同じ。）の教育研究に従事する者</u></p>	<p>2 教育上の基本組織</p> <p>(2) 大学設置基準第43条第1項、大学院設置基準第31条第2項、短期大学設置基準第36条第1項、専門職大学設置基準第59条第1項、専門職短期大学設置基準第55条第1項又は専門職大学院設置基準第32条第2項に規定する共同教育課程（以下「共同教育課程という。」）が教職課程の認定を受ける場合において、それぞれの大学が編成する共同教育課程を合わせて1つの課程とみなして、この基準を適用する。</p> <p>(4) 教職課程は、認定を受けようとする学科等の目的・性格と免許状との相当関係並びに学科等の教育課程及び<u>教員組織等</u>が適当であり、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を歪めるものではないと認められる場合に認定するものとする。 学科等の目的・性格と免許状との相当関係が薄い申請については慎重に対応するものとする。</p> <p>(5) 教職課程の認定にあたって、その教育課程及び<u>教員組織</u>については、免許状の種類ごとに、この基準に定める。</p> <p>3 教育課程、教員組織（免許状の種類にかかわらず共通）</p> <p>(7) 認定を受けようとする課程の担当教員のうち専任教員は、当該課程を有する学科等に籍を有する者でなければならない。なお、4-3 (5) i) (※2) (※3)、4-4 (5) i) (※2) (※3)、4-8 (4) ii) ①②の場合を除く。</p>

<p>② 当該学科等の教職課程の授業を担当する者</p> <p>③ 当該学科等の教職課程の編成に参画する者</p> <p>④ 当該学科等の学生の教職指導を担当する者</p> <p>(8) 学科等における団地が複数に分かれており、これらの団地間の距離が50kmを超える場合は、団地ごとに「保育内容の指導演法」又は「各教科の指導演法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」を開設し、団地ごとの入学定員に応じた<u>教職専任教員</u>を配置しなければならない。 (略)</p> <p>(9) 以下に掲げる科目のそれぞれの<u>教職専任教員</u>において、少なくとも1人は教授でなければならない。 (略)</p> <p>(10) <u>教職専任教員</u>は、3(9)の①から⑤に掲げる科目のいずれかを担当する<u>教職専任教員</u>として取り扱い、それぞれの科目における必要<u>教職専任教員</u>数は、この基準に定める。 短期大学の専攻科における必要<u>教職専任教員</u>数は、短期大学の学科等の<u>教職専任教員</u>とは別に、この基準に定める必要<u>教職専任教員</u>数の半数(うち1人は教授)とする。</p>	<p>(8) 学科等における団地が複数に分かれており、これらの団地間の距離が50kmを超える場合は、団地ごとに「保育内容の指導演法」又は「各教科の指導演法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」を開設し、団地ごとの入学定員に応じた<u>専任教員</u>を配置しなければならない。 (略)</p> <p>(9) 以下に掲げる科目のそれぞれの<u>専任教員</u>において、少なくとも1人は教授でなければならない。 (略)</p> <p>(10) <u>専任教員</u>は、3(9)の①から⑤に掲げる科目のいずれかを担当する<u>専任教員</u>として取り扱い、それぞれの科目における必要<u>専任教員</u>数は、この基準に定める。 短期大学の専攻科における必要<u>専任教員</u>数は、短期大学の学科等の<u>専任教員</u>とは別に、この基準に定める必要<u>専任教員</u>数の半数(うち1人は教授)とする。</p>
<p>4 教育課程、教育研究実施組織(一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合)</p> <p>2(5)より、大学において、免許状の種類(一種免許状・二種免許状(高等学校教諭については一種免許状))ごとに、<u>教職課程</u>の認定を受けるにあたっては、<u>教育課程及び教育研究実施組織</u>を、以下のとおり定める。</p> <p>4-1 幼稚園教諭の教職課程の場合</p> <p>(3) 幼稚園教諭の<u>教職課程</u>に配置する必要<u>教職専任教員</u>数は、以下のとおりとする。</p>	<p>4 教育課程、教員組織(一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合)</p> <p>2(4)より、大学において、免許状の種類(一種免許状・二種免許状(高等学校教諭については一種免許状))ごとに、<u>教職課程</u>の認定を受けるにあたっては、<u>教育課程及び教員組織</u>を、以下のとおり定める。</p> <p>4-1 幼稚園教諭の教職課程の場合</p> <p>(3) 幼稚園教諭の<u>教職課程</u>に配置する必要<u>専任教員</u>数は、以下のとおりとする。</p>

「領域に関する専門的 事項」	「保育内容の指導法」及び 「教育の基礎的理解に関する科目等」	「領域に関する専門的 事項」	「保育内容の指導法」及び 「教育の基礎的理解に関する科目等」
①幼稚園全領域のうち、 3領域以上にわたり、こ れらの領域それぞれにお いて <u>1人</u> 合計3人以上	②教育の基礎的理解に関する科目において <u>1人</u> ③「保育内容の指導法」及び道徳、総合的な 学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育 相談等に関する科目において <u>1人</u> 合計3人以上	幼稚園全領域のうち、 3領域以上にわたり、こ れらの領域それぞれにお いて <u>1人以上</u> 合計3人以上	・教育の基礎的理解に関する科目において <u>1人以上</u> ・「保育内容の指導法」及び道徳、総合的な学 習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相 談等に関する科目において <u>1人以上</u> 合計3人以上
<p>(※1) 本表は、入学定員が50人までの場合である。 入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに、本表に 掲げる合計必要教職専任教員数を、各欄のいずれか又は合わせて2人 増員しなければならない。</p> <p>(※2) 「複合領域」を担当する教職専任教員を、「領域に関する専門的 事項」の必要教職専任教員数に含めることができる。</p> <p>(※3) 同一学科等において、小学校教諭の「教科に関する専門的 事項」又は教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を 合わせた内容に係る科目(以下「複合科目」という。)と幼稚園教諭の 「領域に関する専門的事項」又は「複合領域」の両方を担当する教 職専任教員は、それぞれの課程において教職専任教員とすることが できる。</p> <p>(※4) 3(7)の規定にかかわらず、大学設置基準別表第1イ(1)備考第 2号、大学通信教育設置基準別表第1備考第2号、専門職大学設置基 準別表第1イ備考第2号、短期大学設置基準別表第1イ備考第2号、 短期大学通信教育設置基準別表第1備考第3号又は専門職短期大学 設置基準別表第1イ備考第2号のそれぞれのただし書に定める基幹 教員で、3(7)②から④までの事項を満たす者(「ただし書教員」と いう。以下、必要教職専任教員の規定において同じ)は、本表の必 要教職専任教員数の合計の4分の1の範囲内で当該学科等の必要 教職専任教員数に算入することができる(ただし、本表①、②及び ③にそれぞれ配置する1人については、専ら当該学科等の教育研 究に従事する者とする)。</p> <p>(※5) 短期大学の専攻科においては、上記表は適用しない。</p>		<p>(※1) 本表は、入学定員が50人までの場合である。 入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに、本表に 掲げる合計必要専任教員数を、各欄のいずれか又は合わせて2人 増員しなければならない。</p> <p>(※2) 「複合領域」を担当する専任教員を、「領域に関する専門的 事項」の必要専任教員数に含めることができる。</p> <p>(※3) 同一学科等において、小学校教諭の「教科に関する専門的 事項」又は教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項 を合わせた内容に係る科目(以下「複合科目」という。)と幼稚園 教諭の「領域に関する専門的事項」又は「複合領域」の両方を担 当する専任教員は、それぞれの課程において専任教員とすることが できる。</p> <p>(追加)</p> <p>(※4) 短期大学の専攻科においては、上記表は適用しない。</p>	

4-2 小学校教諭の教職課程の場合

(4) 小学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、入学定員が50人までの場合、以下の①～④にそれぞれ1人とし、これを含め①～⑤で合計8人以上とする。ただし、短期大学の専攻科においては、①に1人、②～④のいずれかに1人とし、これを含め①～④で合計4人以上とする。また、入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに①～⑤及び教育実践に関する科目のいずれか又は合わせて2人増員しなければならない。

なお、3(7)の規定にかかわらず、ただし書教員は、必要教職専任教員数の合計の4分の1の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる(ただし、前段に定める①～④にそれぞれ配置する1人(短期大学の専攻科にあつては①の1人及び②～④の1人)については、専ら当該学科等の教育研究に従事する者とする)。

- ①「教科に関する専門的事項」
- ②教育の基礎的理解に関する科目
- ③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
- ④「各教科の指導法」
- ⑤「複合科目」

(5) 同一学科等において、幼稚園教諭の「領域に関する専門的事項」又は「複合領域」と小学校教諭の「教科に関する専門的事項」又は「複合科目」の両方を担当する教職専任教員は、それぞれの課程において教職専任教員とすることができる。

4-3 中学校教諭の教職課程の場合

(5) 中学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は以下のとおりとする。

ただし、短期大学の専攻科においては以下の表は適用しない。

4-2 小学校教諭の教職課程の場合

(4) 小学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、入学定員が50人までの場合、以下の①～④にそれぞれ1人以上とし、これを含め①～⑤で合計8人以上とする。ただし、短期大学の専攻科においては、①に1人以上、②～④のいずれかに1人以上とし、これを含め①～④で合計4人以上とする。

また、入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに①～⑤及び教育実践に関する科目のいずれか又は合わせて2人増員しなければならない。

- ①「教科に関する専門的事項」
- ②教育の基礎的理解に関する科目
- ③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
- ④「各教科の指導法」
- ⑤「複合科目」

(5) 同一学科等において、幼稚園教諭の「領域に関する専門的事項」又は「複合領域」と小学校教諭の「教科に関する専門的事項」又は「複合科目」の両方を担当する専任教員は、それぞれの課程において専任教員とすることができる。

4-3 中学校教諭の教職課程の場合

(5) 中学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

ただし、短期大学の専攻科においては以下の表は適用しない。

i) 「教科に関する専門的事項」

免許教科	必要教職専任教員数
国語	3人以上
社会	4人以上
数学	3人以上
理科	4人以上
音楽	3人以上
美術	3人以上
保健体育	3人以上
保健	3人以上
技術	4人以上
家庭	4人以上
職業	4人以上
職業指導	2人以上
英語	3人以上
宗教	3人以上

- (※1) 英語以外の外国語の必要教職専任教員数は、英語の場合と同様に、3人以上とする。
- (※2) 3(7)の規定にかかわらず、他学科等において開設する授業科目をあてる場合、当該他学科等の基幹教員を、認定を受けようとする学科等における当該科目を担当する教職専任教員とみなすことができる。
- (※3) 「複合科目」を担当する教職専任教員を、必要教職専任教員数に含めることができる。
- (※4) 3(7)の規定にかかわらず、ただし書教員は、本表の必要教職専任教員数の4分の1の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる。
- (※5) (※2)、(※3)又は(※4)による基幹教員を認定を受けようとする学科等における教職専任教員としてみなす場合は、本表に定める必要教職専任教員数の半数(うち1人は教授)以上は、専ら認定を受けようとする学科等の教育研究に従事する者とすること。

i) 「教科に関する専門的事項」

免許教科	必要専任教員数
国語	3人以上
社会	4人以上
数学	3人以上
理科	4人以上
音楽	3人以上
美術	3人以上
保健体育	3人以上
保健	3人以上
技術	4人以上
家庭	4人以上
職業	4人以上
職業指導	2人以上
英語	3人以上
宗教	3人以上

- (※1) 英語以外の外国語の必要専任教員数は、英語の場合と同様に、3人以上とする。
- (※2) 他学科等において開設する授業科目をあてる場合、当該他学科等の専任教員を、認定を受けようとする学科等における当該科目を担当する専任教員とみなすことができる。
- (※3) 「複合科目」を担当する専任教員を、必要専任教員数に含めることができる。
(追加)
- (※4) (※2)(※3)により他学科等の専任教員を認定を受けようとする学科等における専任教員としてみなす場合は、本表に定める必要専任教員数の半数(うち1人は教授)以上は、認定を受けようとする学科等の専任教員とすること。

- ii) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」
 中学校教諭の教職課程の「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に配置する必要教職専任教員数は、大学におけるこれらの課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、以下に定めるとおりとする。

当該課程を置く学科等の入学定員の合計数	必要教職専任教員数
800人 以下	2人以上
801人 ～ 1,200人 以下	3人以上
1,201人 ～	4人以上

(※1) 教職専任教員の配置は、以下のとおりとする。

- ・ 教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分を除く。）において1人
- ・ 「各教科の指導法」、教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。）及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に係る部分に限る。）において1人

(※2) 3(7)の規定にかかわらず、ただし書教員は、本表の必要教職専任教員数の4分の1の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる（ただし、(※1)のそれぞれ配置する1人については、専ら当該学科等の教育研究に従事する者とする）。

4-4 高等学校教諭の教職課程の場合

(5) 高等学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、以下のとおりとする。

- i) 「教科に関する専門的事項」

免許教科	必要教職専任教員数
国語	3人以上

- ii) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」
 中学校教諭の教職課程の「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に配置する必要専任教員数は、大学におけるこれらの課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、以下に定めるとおりとする。

当該課程を置く学科等の入学定員の合計数	必要専任教員数
800人 以下	2人以上
801人 ～ 1,200人 以下	3人以上
1,201人 ～	4人以上

※専任教員の配置は、以下のとおりとする。

- ・ 教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分を除く。）において1人以上
- ・ 「各教科の指導法」、教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。）及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に係る部分に限る。）において1人以上

(追加)

4-4 高等学校教諭の教職課程の場合

(5) 高等学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

- i) 「教科に関する専門的事項」

免許教科	必要専任教員数
国語	3人以上

地理歴史	3人以上
公民	3人以上
数学	3人以上
理科	4人以上
音楽	3人以上
美術	3人以上
工芸	3人以上
書道	3人以上
保健体育	3人以上
保健	3人以上
看護	4人以上
家庭	4人以上
情報	4人以上
農業	4人以上
工業	4人以上
商業	4人以上
水産	4人以上
福祉	4人以上
商船	4人以上
職業指導	2人以上
英語	3人以上
宗教	3人以上

地理歴史	3人以上
公民	3人以上
数学	3人以上
理科	4人以上
音楽	3人以上
美術	3人以上
工芸	3人以上
書道	3人以上
保健体育	3人以上
保健	3人以上
看護	4人以上
家庭	4人以上
情報	4人以上
農業	4人以上
工業	4人以上
商業	4人以上
水産	4人以上
福祉	4人以上
商船	4人以上
職業指導	2人以上
英語	3人以上
宗教	3人以上

(※1) 英語以外の外国語の必要教職専任教員数は、英語の場合と同様に、3人以上とする。

(※2) 3(7)の規定にかかわらず、他学科等において開設する授業科目をあてる場合、当該他学科等の基幹教員を、認定を受けようとする学科等における当該科目を担当する教職専任教員とみなすことができる。

(※3) 「複合科目」を担当する教職専任教員を、必要教職専任教員数に含めることができる。

(※4) 3(7)の規定にかかわらず、ただし書教員は、本表の必要教職専任教員数の4分の1の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数

(※1) 英語以外の外国語の必要専任教員数は、英語の場合と同様に、3人以上とする。

(※2) 他学科等において開設する授業科目をあてる場合、当該他学科等の専任教員を、認定を受けようとする学科等における当該科目を担当する専任教員とみなすことができる。

(※3) 「複合科目」を担当する専任教員を、必要専任教員数に含めることができる。

(追加)

に算入することができる。

(※5) (※2)、(※3) 又は (※4) による基幹教員を認定を受けようとする学科等における教職専任教員としてみなす場合は、本表に定める必要教職専任教員数の半数（うち1人は教授）以上は、専ら認定を受けようとする学科等の教育研究に従事する者とする。

- ii) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」4-3 (5) ii) に定めるとおりとする。
ただし、(※1) の教職専任教員の配置について、「総合的な学習の時間の指導法」とあるのは、「総合的な探究の時間の指導法」と読み替えるものとする。

4-5 特別支援学校教諭の教職課程の場合

(4) 特別支援学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、以下のとおりとする。

免許状に定められることとなる 特別支援教育領域 特別支援教育に関する科目		視覚障害者に関する教育	聴覚障害者に関する教育	知的障害者に関する教育	肢体不自由者に関する教育	病弱者に関する教育
		特別支援教育の基礎理論に関する科目				
特別支援教育領域に関する科目	心身に障害ある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1人以上	1人以上	1人以上		
	心身に障害のある幼児、児童又	1人以上	1人以上	1人以上		

(※4) (※2) (※3) により他学科等の専任教員を認定を受けようとする学科等における専任教員としてみなす場合は、本表に定める必要専任教員の半数（うち1人は教授）以上は、認定を受けようとする学科等の専任教員とすること。

- ii) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」4-3 (5) ii) に定めるとおりとする。
ただし、※の専任教員の配置について、「総合的な学習の時間の指導法」とあるのは、「総合的な探究の時間の指導法」と読み替えるものとする。

4-5 特別支援学校教諭の教職課程の場合

(4) 特別支援学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

免許状に定められることとなる 特別支援教育領域 特別支援教育に関する科目		視覚障害者に関する教育	聴覚障害者に関する教育	知的障害者に関する教育	肢体不自由者に関する教育	病弱者に関する教育
		特別支援教育の基礎理論に関する科目				
特別支援教育領域に関する科目	心身に障害ある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1人以上	1人以上	1人以上		
	心身に障害のある幼児、児童又	1人以上	1人以上	1人以上		

は生徒の教育課程及び指導法に関する科目			
---------------------	--	--	--

(※) 3 (7) の規定にかかわらず、ただし書教員は、本表の必要教職専任教員数の合計の4分の1の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる。

4-6 養護教諭の教職課程の場合

(3) 養護教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、以下のとおりとする。

i) 養護に関する科目

養護に関する科目の必要教職専任教員数は3人以上とし、専ら当該学科等の教育研究に従事する者とする。また、このうち1人は、看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）に置かなければならない。

ii) 「教育の基礎的理解に関する科目等」

4-3 (5) ii) に定めるとおりとする。

ただし、(※1) の教職専任教員の配置は、以下のとおりとする。

- ・ 教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分を除く。）において1人
- ・ 教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。）及び道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）において1人

は生徒の教育課程及び指導法に関する科目			
---------------------	--	--	--

(追加)

4-6 養護教諭の教職課程の場合

(3) 養護教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

i) 養護に関する科目

養護に関する科目の必要専任教員数は3人以上とする。なお、養護に関する科目のうち看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）には、専任教員を1人以上置かなければならない。

ii) 「教育の基礎的理解に関する科目等」

4-3 (5) ii) の表に定めるとおりとする。

※専任教員の配置は、以下のとおりとする。

- ・ 教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分を除く。）において1人以上
- ・ 教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。）及び道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）において1人以上

4-7 栄養教諭の教職課程の場合

(3) 栄養教諭の「教育の基礎的理解に関する科目等」に配置する必要教職専任教員数は、4-6 (3) ii) に定めるとおりとする。

4-8 授業科目を共通に開設できる場合の特例

(4) 教職専任教員の配置

i) 同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合

教科及び教科の指導法に関する科目、「複合科目」、養護に関する科目、「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する教職専任教員は、それぞれの教職課程において、教職専任教員とすることができる。

なお、短期大学において、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程を置く場合の必要教職専任教員数については、次の表の第一欄に掲げる4-1 (3)、4-2 (4)の規定中、同表第二欄に掲げる字句を、それぞれ同表第三欄に掲げる字句に読み替えて適用するものとする。

(表は略)

ii) 複数の学科等において複数の教職課程を置く場合

3 (7)の規定にかかわらず、以下の場合、それぞれの教職課程において、教職専任教員とすることができる。

①「教科に関する専門的事項」

「教科に関する専門的事項」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する教職専任教員 (ただし、中学校教諭の教職課程にあつては4-3 (5) i) 表及び高等学校教諭の教職課程にあつては4-4 (5) i) 表に定める必要教職専任教員数の半数 (うち1人は教授) 以上は、専ら認定を受けようとする学科等の教育研究に従事する者でなければならない。)

②「各教科の指導法」、「複合科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」

「各教科の指導法」、「複合科目」及び「教育の基礎的理解に関する科

4-7 栄養教諭の教職課程の場合

(3) 栄養教諭の「教育の基礎的理解に関する科目等」に配置する必要専任教員数は、4-6 (3) ii) に定めるとおりとする。

4-8 授業科目を共通に開設できる場合の特例

(4) 専任教員の配置

i) 同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合

教科及び教科の指導法に関する科目、「複合科目」、養護に関する科目、「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの教職課程において、専任教員とすることができる。

なお、短期大学において、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程を置く場合の必要専任教員数については、次の表の第一欄に掲げる4-1 (3)、4-2 (4)の規定中、同表第二欄に掲げる字句を、それぞれ同表第三欄に掲げる字句に読み替えて適用するものとする。

(表は略)

ii) 複数の学科等において複数の教職課程を置く場合

①「教科に関する専門的事項」

「教科に関する専門的事項」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの教職課程において、専任教員とすることができる。ただし、中学校教諭の教職課程にあつては4-3 (5) i) 表及び高等学校教諭の教職課程にあつては4-4 (5) i) 表に定める必要専任教員数の半数 (うち1人は教授) 以上は、認定を受けようとする学科等に籍を有する者でなければならない。

②「各教科の指導法」、「複合科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」

「各教科の指導法」、「複合科目」及び「教育の基礎的理解に関する科

目等」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する教職専任教員

5 教育課程、教育研究実施組織（専修免許状の課程認定を受ける場合）

2 (5) より、大学院、大学の専攻科、大学院の教職特別課程（以下、「大学院等」という。）において、専修免許状の教職課程の認定を受けるにあたっては、教育課程及び教育研究実施組織を、以下のとおり定める。

5-1 幼稚園教諭の教職課程の場合

幼稚園教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、「領域に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「領域に関する専門的事項」、「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、当該課程全体で3人以上の教職専任教員を置かなければならない。

(略)

5-2 小学校教諭の教職課程の場合

小学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、当該課程全体で4人以上の教職専任教員を置かなければならない。

(略)

5-3 中学校教諭の教職課程の場合

中学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、認定を受けようとする課程の免許教科に応じて、4-3 (5) i) に定める教職専任教員を当該課程に置かなければならない。

また、当該課程において、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解

目等」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの教職課程において専任教員とすることができる。

5 教育課程、教員組織（専修免許状の課程認定を受ける場合）

2 (4) より、大学院、大学の専攻科、大学院の教職特別課程（以下、「大学院等」という。）において、専修免許状の教職課程の認定を受けるにあたっては、教育課程及び教員組織を、以下のとおり定める。

5-1 幼稚園教諭の教職課程の場合

幼稚園教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、「領域に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「領域に関する専門的事項」、「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、当該課程全体で3人以上の専任教員を置かなければならない。

(略)

5-2 小学校教諭の教職課程の場合

小学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、当該課程全体で4人以上の専任教員を置かなければならない。

(略)

5-3 中学校教諭の教職課程の場合

中学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、認定を受けようとする課程の免許教科に応じて、4-3 (5) i) に定める専任教員を当該課程に置かなければならない。

また、当該課程において、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解

に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、4-3(5)ii)に定めるとおりとする。なお、教職専任教員の配置にあたっては、4-3(5)ii) (※1)は適用しない。

5-4 高等学校教諭の教職課程の場合

高等学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、認定を受けようとする課程の免許教科に応じて、4-4(5)i)に定める教職専任教員を当該課程に置かなければならない。

また、当該課程において、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、4-3(5)ii)に定めるとおりとする。なお、教職専任教員の配置にあたっては、4-3(5)ii) (※1)は適用しない。

5-5 特別支援学校教諭の教職課程の場合

特別支援学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、免許状に定められることとなる特別支援教育領域ごとに3人以上(ただし、知的障害者に関する教育の領域・肢体不自由者に関する教育の領域・病弱者に関する教育の領域の場合は、これらの領域全体として3人以上)の教職専任教員を置かなければならない。

大学の同一の学科等において、複数の教育領域の教員養成を行う場合には、共通する科目を担当し得る教職専任教員を、それぞれの教職専任教員として取り扱うことができる。

5-6 養護教諭の教職課程の場合

養護教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、養護に関する

に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、4-3(5)ii)に定めるとおりとする。なお、専任教員の配置にあたっては、4-3(5)ii) (※)は適用しない。

5-4 高等学校教諭の教職課程の場合

高等学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、認定を受けようとする課程の免許教科に応じて、4-4(5)i)に定める専任教員を当該課程に置かなければならない。

また、当該課程において、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、4-3(5)ii)に定めるとおりとする。なお、専任教員の配置にあたっては、4-3(5)ii) (※)は適用しない。

5-5 特別支援学校教諭の教職課程の場合

特別支援学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、免許状に定められることとなる特別支援教育領域ごとに3人以上(ただし、知的障害者に関する教育の領域・肢体不自由者に関する教育の領域・病弱者に関する教育の領域の場合は、これらの領域全体として3人以上)の専任教員を置かなければならない。

大学の同一の学科等において、複数の教育領域の教員養成を行う場合には、共通する科目を担当し得る専任教員を、それぞれの専任教員として取り扱うことができる。

5-6 養護教諭の教職課程の場合

養護教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、養護に関する科目

科目のみの授業科目を開設する場合、又は、養護に関する科目及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、3人以上の教職専任教員を当該課程に置かなければならない。

また、当該課程において、「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、4-6 (3) ii)に定めるとおりとする。なお、教職専任教員の配置にあたっては、4-6 (3) ii)ただし書は適用しない。

5-7 栄養教諭の教職課程の場合

(略)

栄養教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、当該課程全体で、3人以上の教職専任教員を置かなければならない。

また、当該課程において、「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭・高等学校教諭・養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、4-6 (3) ii)に定めるとおりとする。なお、教職専任教員の配置にあたっては、4-6 (3) ii)ただし書は適用しない。

5-8 教育課程、教育研究実施組織(専修免許状の課程認定を受ける場合)の特例

(3) 「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の課程に共通に開設する授業科目を担当する教職専任教員は、それぞれの課程において、教職専任教員とすることができる。

(4) 大学(短期大学、大学院、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学・大学院の教職特別課程・特別支援教育特別課程を除く。以下、「大学のみ」という。)の学科等が有する教職課程と、大学院等の学科等が有する教職課程の免許状の種類为学校種(この場合のみ、養護教諭及び栄養教諭を含む)が同一である場合、それぞれの教職課程(教職大学院にあつては教員養成を主たる目的とする学科等)の教職専任教員として取

のみの授業科目を開設する場合、又は、養護に関する科目及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、3人以上の専任教員を当該課程に置かなければならない。

また、当該課程において、「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、4-3 (5) ii)に定めるとおりとする。なお、専任教員の配置にあたっては、4-3 (5) ii)※は適用しない。

5-7 栄養教諭の教職課程の場合

(略)

栄養教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、当該課程全体で、3人以上の専任教員を置かなければならない。

また、当該課程において、「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭・高等学校教諭・養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、4-3 (5) ii)に定めるとおりとする。なお、専任教員の配置にあたっては、4-3 (5) ii)※は適用しない。

5-8 教育課程、教員組織(専修免許状の課程認定を受ける場合)の特例

(3) 「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの課程において、専任教員とすることができる。

(4) 大学(短期大学、大学院、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学・大学院の教職特別課程・特別支援教育特別課程を除く。以下、「大学のみ」という。)の学科等が有する教職課程と、大学院等の学科等が有する教職課程の免許状の種類为学校種(この場合のみ、養護教諭及び栄養教諭を含む)が同一である場合、それぞれの教職課程(教職大学院にあつては教員養成を主たる目的とする学科等)の専任教員として取り扱

り扱うことができる。

(5) 大学のみの学科等の編成とは異なる教育研究分野を有する場合、又は、大学院等の研究科専攻等の教育研究分野が大学のみの学科等のそれよりも広い場合は、認定を受けようとする課程を有する研究科専攻等の教職専任教員でなければならない。

(6) 認定を受けようとする課程を有する大学院等の学科等が、大学院設置基準第23条に規定する独立大学院の学科等である場合、又は、大学のみの学科等が有する教職課程と異なる免許状の種類¹の学校種の教職課程を有する学科等の教職専任教員については、当該学科等の教職専任教員でなければならない。

6 教職特別課程及び特別支援教育特別課程の特例

(1) 教職特別課程とこれに相当する学科等の課程に係る「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の必要教職専任教員数については、当該両課程をあわせて1つの課程とみなし、教職特別課程の入学定員を、当該学科等の課程の入学定員に合算して、「4 教育課程、教育研究実施組織（一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合）」の基準に適用する。

(略)

(2) 特別支援教育特別課程とこれに相当する学科等の課程に係る特別支援教育に関する科目の必要教職専任教員数については、当該両課程をあわせて1つの課程とみなし、特別支援教育特別課程の入学定員を、当該学科等の課程の入学定員に合算して、「4 教育課程、教育研究実施組織（一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合）」の基準に適用する。

(略)

うことができる。

(5) 大学のみの学科等の編成とは異なる教育研究分野を有する場合、又は、大学院等の研究科専攻等の教育研究分野が大学のみの学科等のそれよりも広い場合は、認定を受けようとする課程を有する研究科専攻等の専任教員でなければならない。

(6) 認定を受けようとする課程を有する大学院等の学科等が、大学院設置基準第23条に規定する独立大学院の学科等である場合、又は、大学のみの学科等が有する教職課程と異なる免許状の種類¹の学校種の教職課程を有する学科等の専任教員については、当該学科等の専任教員でなければならない。

6 教職特別課程及び特別支援教育特別課程の特例

(1) 教職特別課程とこれに相当する学科等の課程に係る「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の必要専任教員数については、当該両課程をあわせて1つの課程とみなし、教職特別課程の入学定員を、当該学科等の課程の入学定員に合算して、「4 教育課程、教員組織（一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合）」の基準に適用する。

(略)

(2) 特別支援教育特別課程とこれに相当する学科等の課程に係る特別支援教育に関する科目の必要専任教員数については、当該両課程をあわせて1つの課程とみなし、特別支援教育特別課程の入学定員を、当該学科等の課程の入学定員に合算して、「4 教育課程、教員組織（一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合）」の基準に適用する。

(略)

7 昼間の課程と夜間の課程の併設の場合の特例

昼間の課程（第1部）と夜間の課程（第2部）又は昼間2交代制あるいは昼夜間2交代制等特殊な形態で授業を行う課程（第3部）を併設し同一の免許状の種類の教職課程の認定を受ける場合において、以下に掲げる科目の教職専任教員数については、第1部と第2部又は第3部をあわせて一つの課程とみなし、両部に置く必要教職専任教員数の合計数が、両部の入学定員の合計数に応じた数となるように置かなければならない。

（略）

8 学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等の特例

学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等が同一の免許状の種類の教職課程の認定を受ける場合において、以下に掲げる科目の教職専任教員数については、学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等をあわせて一つの学科等とみなし、入学定員の合計数に応じた必要教職専任教員数を配置することができる。また、学科連係課程実施学科と連係協力学科、研究科等連係課程実施基本組織と連係協力研究科等についても同様とする。

（略）

9 連携教職課程を設置する場合の要件

(1) 連携教職課程の認定を受けようとする学科等のうち少なくとも一つは、2(6)に定める幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程の認定を受けた教員養成を主たる目的とする学科等であるものとする。

(2) 連携教職課程については、各設置大学の教職専任教員それぞれ一人以上からなる教学管理のための体制を整備するものとし、次に掲げる役割を果たすものとする。

（略）

(4) 連携教職課程に配置する必要教職専任教員数は、当該連携教職課程の

7 昼間の課程と夜間の課程の併設の場合の特例

昼間の課程（第1部）と夜間の課程（第2部）又は昼間2交代制あるいは昼夜間2交代制等特殊な形態で授業を行う課程（第3部）を併設し同一の免許状の種類の教職課程の認定を受ける場合において、以下に掲げる科目の専任教員数については、第1部と第2部又は第3部をあわせて一つの課程とみなし、両部に置く必要専任教員数の合計数が、両部の入学定員の合計数に応じた数となるように置かなければならない。

（略）

8 学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等の特例

学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等が同一の免許状の種類の教職課程の認定を受ける場合において、以下に掲げる科目の専任教員数については、学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等をあわせて一つの学科等とみなし、入学定員の合計数に応じた必要専任教員数を配置することができる。また、学科連係課程実施学科と連係協力学科、研究科等連係課程実施基本組織と連係協力研究科等についても同様とする。

（略）

9 連携教職課程を設置する場合の要件

(1) 連携教職課程の認定を受けようとする学科等のうち少なくとも一つは、2(5)に定める幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程の認定を受けた教員養成を主たる目的とする学科等であるものとする。

(2) 連携教職課程については、各設置大学の専任教員それぞれ一人以上からなる教学管理のための体制を整備するものとし、次に掲げる役割を果たすものとする。

（略）

(4) 連携教職課程に配置する必要専任教員数は、当該連携教職課程の認定

認定を受けようとする学科等が開設する「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導演法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目に応じて、この基準に定める必要教職専任教員数を、当該連携教職課程の認定を受けようとする各学科等の入学定員により按分するものとし、按分した数が1未満の場合には1人とするものとする。

- (5) 連携教職課程を設置する大学間の距離が50kmを超える場合は、大学ごとに「各教科の指導演法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」を開設し、大学ごとの連携教職課程の認定を受けようとする学科等の入学定員に応じた教職専任教員を配置しなければならない。

(略)

1.0 通信教育の課程への特例

- (1) 通信教育の課程において、教育課程及び教育研究実施組織については、通学教育の課程に準ずる。
- (2) 大学の学科等が有する教職課程（通学教育の課程）と通信教育の課程が同一である場合、通信教育の課程の教職専任教員については、通学教育の課程の教職専任教員をもってあてることができる。

1.2 教育実習等

- (1) 教育実践に関する科目（教育実習、養護実習又は栄養教育実習に係る部分に限る。）、特別支援教育に関する科目（心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習に係る部分に限る。）及び教育実習に含むことができる学校体験活動（以下「教育実習等」という。）の1単位あたりの時間数は、30時間を標準とする。
- (2) 教育実習等の計画においては、入学定員に応じた適切な規模の実習校を確保するものとし、学校体験活動及び栄養教育実習を除き、以下の表の区分に応じて定める必要学級数を満たさなければならない。

を受けようとする学科等が開設する「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導演法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目に応じて、この基準に定める必要専任教員数を、当該連携教職課程の認定を受けようとする各学科等の入学定員により按分するものとし、按分した数が1未満の場合には1人とするものとする。

- (5) 連携教職課程を設置する大学間の距離が50kmを超える場合は、大学ごとに「各教科の指導演法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」を開設し、大学ごとの連携教職課程の認定を受けようとする学科等の入学定員に応じた専任教員を配置しなければならない。

(略)

1.0 通信教育の課程への特例

- (1) 通信教育の課程において、教育課程及び教員組織については、通学教育の課程に準ずる。
- (2) 大学の学科等が有する教職課程（通学教育の課程）と通信教育の課程が同一である場合、通信教育の課程の専任教員については、通学教育の課程の専任教員をもってあてることができる。

1.2 教育実習等

- (1) 教育実践に関する科目（教育実習、養護実習又は栄養教育実習に係る部分に限る。）、特別支援教育に関する科目（心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習に係る部分に限る。）及び教育実習に含むものとする学校体験活動（以下「教育実習等」という。）については、入学定員に応じて、適当な規模・教員組織等を有する実習校が確保されていなければならない。
- この場合において、学校体験活動及び栄養教育実習を除いては、以下の表に定める各区分に応じて定める必要学級数等を満たさなければならない。

区分	必要学級数
初等教育教員養成の場合	入学定員 5 人に 1 学級の割合
中等教育教員養成の場合	入学定員 10 人に 1 学級の割合
特別支援学校教員養成の場合	入学定員 5 人に 1 学級の割合
養護教諭養成の場合	入学定員 5 人に 1 校の割合

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

区分	必要学級数等
初等教育教員養成の場合	入学定員 5 人に 1 学級の割合
中等教育教員養成の場合	入学定員 10 人に 1 学級の割合
特別支援学校教員養成の場合	入学定員 5 人に 1 学級の割合
養護教諭養成の場合	入学定員 5 人に 1 校の割合

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

教職課程認定審査の確認事項（課程認定委員会決定）の改正（案） 新旧対照表

改正案	現 行
<p>1 教育上の基本組織関係</p> <p>(1) 大学（短期大学、大学院（大学院設置基準第7条の2に定める研究科を置く大学院を含む。）、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学及び大学院の教職特別課程並びに特別支援教育特別課程を含む。以下「大学」という。）の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書きに規定する組織、学部等連係課程実施基本組織、学科連係課程実施学科、研究科、専攻、研究科等連係課程実施基本組織その他学則で定める組織（以下「学科等」という。）の統合、分離等その組織を変更する場合において、学科等の設置若しくは廃止又は学科等の分離と解されるときは、その教育課程、履修方法、<u>教育研究実施組織</u>等について、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程であることを確認するため、新たに課程認定を行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>③ 学校教育法第4条第2項第1号及び第3号で定める事項として学校教育法施行令第23条の2第1項第1号に規定する学科の設置（国公立大学においてこれに準ずる手続（国立大学の場合は「事前伺い」、公立大学の場合は学校教育法施行令第26条第1項による学則変更の届出）を含む。）を行う場合であって、当該学科に置かれる教職課程の教育課程、履修方法及び<u>教育研究実施組織</u>等が従前の学科等の教職課程と概ね同一であるとともに、基準を満たしている場合</p> <p>④ 既設の大学又は学科等を廃止し、その職員組織等を基に大学又は学科等を設置する場合であって、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続き等に関する規則第2条第5項又は第3条第6項（第4条において準用する場合を含む）に該当するもの（国立大学にお</p>	<p>1 教育上の基本組織関係</p> <p>(1) 大学（短期大学、大学院（大学院設置基準第7条の2に定める研究科を置く大学院を含む。）、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学及び大学院の教職特別課程並びに特別支援教育特別課程を含む。以下「大学」という。）の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書きに規定する組織、学部等連係課程実施基本組織、学科連係課程実施学科、研究科、専攻、研究科等連係課程実施基本組織その他学則で定める組織（以下「学科等」という。）の統合、分離等その組織を変更する場合において、学科等の設置若しくは廃止又は学科等の分離と解されるときは、その教育課程、履修方法、<u>教員組織</u>等について、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程であることを確認するため、新たに課程認定を行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>③ 学校教育法第4条第2項第1号及び第3号で定める事項として学校教育法施行令第23条の2第1項第1号に規定する学科の設置（国公立大学においてこれに準ずる手続（国立大学の場合は「事前伺い」、公立大学の場合は学校教育法施行令第26条第1項による学則変更の届出）を含む。）を行う場合であって、当該学科に置かれる教職課程の教育課程、履修方法及び<u>教員組織</u>等が従前の学科等の教職課程と概ね同一であるとともに、基準を満たしている場合</p> <p>④ 既設の大学又は学科等を廃止し、その職員組織等を基に大学又は学科等を設置する場合であって、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続き等に関する規則第2条第5項又は第3条第6項（第4条において準用する場合を含む）に該当するもの（国立大学にお</p>

いてこれに準ずる手続きを含む。)のうち、当該学科等に置かれる教職課程の教育課程、履修方法及び教育研究実施組織等が従前の学科等の教職課程と概ね同一であるとともに、基準を満たしている場合

- (2) 既に認定を受けている学科等において、新たに他の免許状の種類（中学校及び高等学校の教諭の免許状にあつては免許教科の種類を、特別支援学校の教諭の免許状にあつては特別支援領域の種類を含む。以下同じ。）に係る認定を受けようとする場合は、既に認定を受けている免許状の種類に係る教職課程については、新たに認定を受けようとする免許状の種類に係る教職課程との間に教育課程及び教育研究実施組織に重複がない旨の大学長等の誓約書を求めることとし、再度の審査・認定は行わないものとする。ただし、免許状の種類の違いが二種、一種、専修免許状の違いのみである場合、別表に定める場合には、誓約書の提出は要しない。

3 教育研究実施組織関係

(削除)

(1) (略)

(削除)

いてこれに準ずる手続きを含む。)のうち、当該学科等に置かれる教職課程の教育課程、履修方法及び教員組織等が従前の学科等の教職課程と概ね同一であるとともに、基準を満たしている場合

- (2) 既に認定を受けている学科等において、新たに他の免許状の種類（中学校及び高等学校の教諭の免許状にあつては免許教科の種類を、特別支援学校の教諭の免許状にあつては特別支援領域の種類を含む。以下同じ。）に係る認定を受けようとする場合は、既に認定を受けている免許状の種類に係る教職課程については、新たに認定を受けようとする免許状の種類に係る教職課程との間に教育課程及び教員組織に重複がない旨の大学長等の誓約書を求めることとし、再度の審査・認定は行わないものとする。ただし、免許状の種類の違いが二種、一種、専修免許状の違いのみである場合、別表に定める場合には、誓約書の提出は要しない。

3 教員組織関係

(1) 基準3（7）に規定する「専任教員」とは、原則として、当該学科等に所属し、以下の事項を満たす職に従事する者とする。

- ① 当該学科等の教職課程の授業を担当
- ② 当該学科等の教職課程の編成に参画
- ③ 当該学科等の学生の教職指導を担当

(2) (略)

(3) 令和2年度から令和4年度までに開始する教職課程の認定を受けようとする申請校については、「総合的な学習の時間の指導法」を含む科目を担当する教員が当該科目に関する10年以内の研究業績等を有していない場合において、以下のいずれかを有している者をもってあてることができる。

<p>(削除)</p> <p>(2) (略)</p>	<p><u>ただし、その場合は、令和4年度末に当該教員の担当授業科目に関する研究業績等にかかる事後調査を行うこととする。</u></p> <p><u>①「総合的な学習の時間の指導法」に関する10年以上前の活字業績</u></p> <p><u>②「各教科の指導法」「道徳の指導法」「特別活動の指導法」のいずれかに関する活字業績</u></p> <p>(4) <u>令和2年度から令和4年度までに開始する教職課程の認定を受けようとする申請校については、小学校教諭の教職課程の「各教科の指導法」の外国語（英語）指導法を含む科目を担当する教員が当該科目に関する研究業績等を有していない場合において、以下のいずれかを有している者をもってあててを可能とする。</u></p> <p><u>ただし、②の業績のみを有している者をもってあてた場合は、令和4年度末に当該教員の担当授業科目に関する研究業績等にかかる事後調査を行うこととする。</u></p> <p><u>①小学校学習指導要領における「外国語活動」（英語）に関する活字業績</u></p> <p><u>②中学校又は高等学校の「外国語（英語）の指導法」に関する活字業績</u></p> <p><u>なお、英語以外の外国語の指導法については、それぞれ英語の場合の例によるものとする。</u></p> <p>(5) (略)</p>
----------------------------	--

教職課程認定審査運営内規（教員養成部会決定）の改正（案） 新旧対照表

改正案	現 行
<p>3 書類審査</p> <p>(1) 書類審査においては、文部科学省の事前審査の結果を聴取したのち、認定基準及び確認事項に基づき、主として次の点に留意しながら認定の可否（可、保留（取り下げ勧告を含む。））について審査する。</p> <p>① 認定を受けようとする学科の目的・性格と免許状との相当関係</p> <p>② 教育課程及びその履修方法</p> <p>③ <u>教育研究実施組織</u> (略)</p> <p>7 教職課程の認定後に計画を変更する場合の取扱いについて</p> <p>(1) 教職課程の認定後から翌年度の教職課程が開始するまでの間に、やむを得ない事由により次の点に該当する事項の変更が生じた場合においては、変更の可否（可、保留（取り下げ勧告を含む。））について書類審査を行う。</p> <p>① <u>教職専任教員</u>を変更する場合</p> <p>② ①に伴い、<u>教職専任教員</u>の担当授業科目を変更する場合</p> <p>③ ①に伴い、<u>教職専任教員</u>の担当授業科目の内容を変更する場合</p> <p>8 その他</p> <p>(1) この審査運営内規は令和6年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。</p>	<p>3 書類審査</p> <p>(1) 書類審査においては、文部科学省の事前審査の結果を聴取したのち、認定基準及び確認事項に基づき、主として次の点に留意しながら認定の可否（可、保留（取り下げ勧告を含む。））について審査する。</p> <p>① 認定を受けようとする学科の目的・性格と免許状との相当関係</p> <p>② 教育課程及びその履修方法</p> <p>③ <u>教員組織</u> (略)</p> <p>7 教職課程の認定後に計画を変更する場合の取扱いについて</p> <p>(1) 教職課程の認定後から翌年度の教職課程が開始するまでの間に、やむを得ない事由により次の点に該当する事項の変更が生じた場合においては、変更の可否（可、保留（取り下げ勧告を含む。））について書類審査を行う。</p> <p>① <u>専任教員</u>を変更する場合</p> <p>② ①に伴い、<u>専任教員</u>の担当授業科目を変更する場合</p> <p>③ ①に伴い、<u>専任教員</u>の担当授業科目の内容を変更する場合</p> <p>8 その他</p> <p>(1) この審査運営内規は令和5年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。</p>

教職課程認定大学実地視察規程（教員養成部会決定）の改正（案） 新旧対照表

改正案	現 行
<p>2 実地視察方法</p> <p>(1) 実地視察は、教職課程認定基準（以下「認定基準」という。）及び教職課程認定審査の確認事項（以下「確認事項」という。）に基づき、主として次の点に留意しながら、当該大学が、必要な法令等の基準を満たし、適切な教職課程の水準にあるかどうかを確認する。</p> <p>① 教員養成に対する理念、設置の趣旨等</p> <p>② 教育課程及び履修方法</p> <p>③ <u>教育研究実施組織</u> (略)</p> <p>7 その他</p> <p>(1) この規程は<u>令和6年度</u>から適用する。</p>	<p>2 実地視察方法</p> <p>(1) 実地視察は、教職課程認定基準（以下「認定基準」という。）及び教職課程認定審査の確認事項（以下「確認事項」という。）に基づき、主として次の点に留意しながら、当該大学が、必要な法令等の基準を満たし、適切な教職課程の水準にあるかどうかを確認する。</p> <p>① 教員養成に対する理念、設置の趣旨等</p> <p>② 教育課程及び履修方法</p> <p>③ <u>教員組織</u> (略)</p> <p>7 その他</p> <p>(1) この規程は<u>令和4年度</u>から適用する。</p>

学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準（課程認定委員会決定）の改正（案） 新旧対照表

改正案	現 行
<p>教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）2（4）に規定する、認定を受けようとする大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、<u>学部等連係課程実施基本組織、学科連係課程実施学科、研究科、専攻、研究科等連係課程実施基本組織、その他学則で定める組織</u>（以下、「学科等」という。）の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査に当たっては、以下の観点から審査を行うこととする。</p> <p>2. 上記1に関して以下の点が達成されているか</p> <p>（1）認定を受けようとする免許状についての教員養成が十分に可能か。</p> <p>① 認定を受けようとする免許状に係る高度な専門性と実践的な指導力が身に付けられるような授業科目が適切に開設されているか。</p> <p>② 認定を受けようとする免許状に係る高度な専門性と実践的な指導力が身に付けられるような指導体制が置かれているか（<u>教職専任教員</u>を中心に担当教員が連携し、教職指導が適切に行われることが見込まれるか）。</p> <p>（略）</p>	<p>教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）2（3）に規定する、認定を受けようとする大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、<u>研究科及び専攻</u>（以下、「学科等」という。）の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査に当たっては、以下の観点から審査を行うこととする。</p> <p>2. 上記1に関して以下の点が達成されているか</p> <p>（1）認定を受けようとする免許状についての教員養成が十分に可能か。</p> <p>① 認定を受けようとする免許状に係る高度な専門性と実践的な指導力が身に付けられるような授業科目が適切に開設されているか。</p> <p>② 認定を受けようとする免許状に係る高度な専門性と実践的な指導力が身に付けられるような指導体制が置かれているか（<u>専任教員</u>を中心に担当教員が連携し、教職指導が適切に行われることが見込まれるか）。</p> <p>（略）</p>